（案）

第５次地域管理経営計画書
第５次国有林野施業実施計画書

（熊毛森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間

自　平成２８年４月　１日

至　平成３３年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

（案）

第５次地域管理経営計画書

（熊毛森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間
自　平成２８年４月　１日
至　平成３３年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

［変更理由］

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２８年３月策定、計画期間：平成２８年４月１日～平成３３年３月３１日）の変更内容

（１）「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（１）国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画の概要」を上記理由により変更する。

（２）「２　国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（３）　特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目　　次

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項 …… 1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針 …… 1
①　森林計画区の概況 …… 1

2　国有林野の維持及び保存に関する事項 …… 2
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 …… 2
①　保護林 …… 2

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（１）国有林野の管理経営の基本方針

①　森林計画区の概況

ア　栗生地区（1～35、37～40林班）

国割岳（1,323m）、永田岳（1,886m）、九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）から黒味岳（1,831m）、烏帽子岳（1,614m）の南側ないし西側斜面に位置し、裾野から中腹にかけて極めて急峻な上昇斜面の地形を形成している地域である。

国割、瀬切地域の海岸域から中腹以上の宮之浦岳に至る区域は、森林生態系保護地域、希少個体群保護林、屋久島原生自然環境保全地域及び遺産地域であり、自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、中間川流域、黒味川、小楊子川及び大川等の流域は、木材等生産機能とともに、山地災害防止機能や水源涵（かん）養機能の発揮が期待されることから、ヤクスギを主体とする長伐期施業等を行うこととし、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵（かん）養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

２　国有林野の維持及び保存に関する事項

（３）特に保護を図るべき森林に関する事項

①　保護林

種　　類	箇 所 数	面　積(ha)
森林生態系保護地域	1	15,185
希少個体群保護林	3	82
総　　数	4	15,267

（案）

第５次国有林野施業実施計画書

（熊毛森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間

自　平成２８年４月　１日

至　平成３３年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九　州　森　林　管　理　局

国有林野施業実施計画の変更について

［変更理由］

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により、保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２８年３月策定、計画期間：平成２８年４月１日～平成３３年３月３１日）の変更内容

（１）「５　保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（１）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目　　　　次

5　保護林及び緑の回廊の名称及び区域　……………………………………… 1

（１）保護林の名称及び区域　………………………………………………… 1

5　保護林及び緑の回廊の名称及び区域

（1）保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積（ha）	位置（林小班）	特徴等
森林生態系保護地域	屋久島	既設	15,185.44 内訳 保存地区 9,600.55 保全利用地区 5,584.89	別冊「屋久島森林生態系」保護地域一覧表のとおり	原生的な自然と天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立てる。
希少個体群保護林	種子島ヤクタネゴヨウ等	既設	12.91	１１０８る	ヤクタネゴヨウその他種子島の代表的天然林の保護
	早稲田川ヤクタネゴヨウ	既設	7.13	１１１４へ	ヤクタネゴヨウの種の保存の可能性が高く植物学上重要である群落の保護
	瀬切川ヤクタネゴヨウ	既設	61.54	１０ろ、は、に、に2、ほ、と	屋久島におけるヤクタネゴヨウの自生地のひとつであり、自然環境、生態について地域の自然を代表する重要な群落